

## 「ねんきん定期便」の表示誤りについて（お知らせ）

組合員のうち12月生誕者、1月生誕者の対象者へ所属所共済組合事務担当課を經由し「ねんきん定期便」を配付しましたが、「ねんきん定期便」を作成するシステムのプログラム誤りにより、下の【誤り箇所】について表示されている内容に誤りがありません。

今回配付した「ねんきん定期便」の差替は送付しない予定とされておりますが、来年以降に送付する「ねんきん定期便」においては正しく表記されますので、御了承願います。

なお、皆様が将来受給する年金額に影響はありません。

### 【誤り箇所】

○12月生誕者で50歳以上の方及び1月生誕者の方

- ① 平成15年4月から平成16年9月までの間の保険料率について『81/1000』で保険料納付額を算出すべきところ、平成15年3月までの保険料率である『103.5/1000』で保険料納付額を表示していた。
- ② 平成15年4月以降の標準賞与額に係る保険料納付額を算出する場合、計算の基礎となる標準賞与額は千円未満の額を切り捨てて保険料納付額を算出すべきところ、千円未満の額を切り捨てないままの標準賞与額を用いて保険料の納付額を算出していた。
- ③ 標準報酬月額の高限度額及び低限度額については、期間により異なるが、その表示額について変更前の高限度額及び低限度額が表示されていた。

○1月生誕者の方で50歳未満の方

公務員厚生年金期間の老齢厚生年金の額に、経過的職域加算額が含まれていなかった。